

船舶事故調査報告書

令和7年2月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和6年2月18日 13時55分ごろ
発生場所	千葉県館山市洲埼北北東方沖 洲埼灯台から真方位020° 2.9海里（M）付近 （概位 北緯35° 01.2′ 東経139° 46.6′）
事故の概要	遊漁船第一利八丸 ^{りはち} は、北北東進中、また、ミニボート（船名なし）は、漂泊中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和6年3月6日、主管調査官（横浜事務所）を指名原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 遊漁船 第一利八丸、17トン 235-49218千葉、有限会社舟宝海運 B ミニボート（船名なし）、総トン数なし（全長約3m） なし、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特定 B 操縦者B、操縦免許 なし
負傷者	A なし B 軽傷 1人（操縦者B）
損傷	A なし B 船外機に破損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南南東、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、同乗者1人及び釣り客5人を乗せ、千葉県南房総市野島埼南方沖の釣り場を発し、同県鋸南町勝山漁港へ帰航を始めた。 船長Aは、操舵室左舷側の椅子に腰を掛け、レーダーのレンジを3Mと1.5Mを切り替えて使用しながら、主に目視で見張りをを行い、約15ノットの対地速力で手動操舵により航行した。 船長Aは、洲埼西方沖を北進中、右に変針して勝山漁港沖に向けた際、前方に他船を認めなかったため、前路に航行に支障となる他船はいないものと思い、左舷方に止まっていた大型船に意識を向けながら北北東進した。 船長Aは、勝山漁港に帰港して釣り客を降ろし、A船の片付け作業を行っていたところ、来船した海上保安官から本事故発生を知らされた。 B船は、操縦者Bが1人で乗り、洲埼北北東方沖でエンジンを止めて船首からシーアンカーを入れ、B船の存在を示す目印として船尾に

	<p>長さ2～3mの支柱を立ててピンク色の鯉<small>こいのぼり</small>幟を掲示し、船首を北方へ向けて漂泊して釣りを行っていた。</p> <p>操縦者Bは、接近するA船を視認していたものの、これまでのとおり航行中の他船が漂泊中のB船を避けると思い、釣りを続けていた。その後、A船が針路を変えないまま200m程度まで接近したので衝突の危険を感じ、手を振って大声を発したものの、A船の右舷船首部とB船の船尾部とが衝突した。</p> <p>操縦者Bは、衝突の衝撃で落水し、海上に浮遊した状態で、離れて行くA船を携帯電話で撮影した後、118番通報を行った。</p> <p>操縦者Bは、本事故時、自動膨張式の救命胴衣を着用していた。 (付図1 事故発生経過概略図 参照)</p>
<p>分析</p>	<p>A船は、北北東進中、船長Aが、前路に航行の支障となる船舶はいないと思ひ、左舷方に止まっていた大型船に意識を向けていて、船首方の見張りを適切に行っていなかったことから、前路で漂泊中のB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、洲埼西方沖において、右に変針して勝山漁港沖に向けた際、前路で漂泊中のB船がミニボートで遠距離にいたことから、B船に気付かず、前路に支障となる他船はいないと思つたものと考えられる。</p> <p>B船は、船首を北方に向けて釣りをしながら漂泊中、操縦者Bが、接近するA船を視認していたものの、これまでのとおり航行中の他船が漂泊中のB船を避けると思い、避航動作をとらなかったことから、A船が更に接近したので衝突の危険を感じ、手を振って大声を発したものの、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、A船が北北東進中、B船が船首を北方に向けて漂泊中、船長Aが、左舷方に止まっていた大型船に意識を向けていて、船首方の見張りを適切に行っていなかったため、また、操縦者Bが、接近するA船が漂泊中のB船を避けると思い、避航動作をとらなかったため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船長は、航行中、特定の船舶だけに意識を向けることなく、常時適切な見張りを行うこと。 ・小型船の操縦者は、漂泊中、接近する他船を認めた場合、航行中の他船が漂泊中の船を避航すると思わず、早めに衝突を避けるための措置を採ること。

付図1 事故発生経過概略図

